

CESR による技術的助言で示された退職給付関係の評価

IAS 第 19 号に係る CESR による評価の内容（仮訳）

論点の記述	重要性の評価	補正措置
A. 日本基準と IFRS の間には細部に関するさまざまな差異（受け取られた詳細回答にさらに記述されている。）	日本基準と IFRS は同一の目的を有し、同一の原則に従っている。ある程度は特定のローカルな状況に由来する差異があるが、IAS 第 19 号の下で確定給付スキームに関して 4 つの幅広い選択肢が利用可能であるということが、いずれのバージョンで当該額が調整されるべきかの決定を難しくしている。一定の差異が重要なものと分類され得るが、我々の見解では、開示補正が投資家にとって最も理に適っている。	開示 A 4 つの方法 ・ 未認識数理差異を平均残存勤務年数で償却 (P/L) ・ 上記より早期に認識する規則的な方法 ・ 金額がコリドーの範囲内にある場合でも規則的な方法により償却可 ・ その他の包括利益 (OCI) を通じて認識 (リサイクルなし)
B. 2000 年の日本基準の新年金会計基準の適用による「移行時債務」の継続する影響がある。この影響は 2015 年まで残る可能性がある。何社かの日本企業は償却の前倒し、又は即時全額認識を選択している。未認識の移行の開示は注記で得られる。	IAS 第 19 号自身にも適用後 5 年続く可能性のある同様の移行ルールがある。償却期間に差異はあるけれども、開示が投資家の意思決定のために十分な情報を提供している。したがって、我々は移行時債務の差異は重要でないと考える。	重要性なし
C. 過去の給付債務及びそこから生じる数理計算上の差異に関して、日本基準にはコリドー（回廊）・アプローチがないが、重要性の考慮がある。	IFRS はコリドー・アプローチを使用しないことを認めている。この場合、日本基準と IFRS は同様の結果をもたらす可能性がある。	重要性なし

論点の記述	重要性の評価	補正措置
D. 「代行返上」として知られる一定の従業員給付債務とこれに関わる資産の政府への移転の実施を受けて、日本基準は一定の数理計算上の差異の保持及びこれに関わる決済の認識に関する異なるタイミングを許容している。	これは、日本の特定のローカルな事情と規制に関連する差異である。当該論点は 2003 年 4 月に IFRIC で取り上げられた。IFRIC は、この論点に IFRS の文脈上広範かつ実務的なレリバンスがないことに合意して、実務上この論点から生じている如何なる解釈上の疑問も認識していないと言及した。この論点は 2007 年までには重要でない差異になるだろうと予想される。というのも過去の会計上の取扱いに係る残りの影響がそれまでには通常重要でなくなるからである。しかしながら、当該状況は 2007 年まで継続的にモニターされることになっている。これらの理由から、我々は、もし差異が 2007 年においても依然重要であると思われるならば、JFSA(金融庁)によって示されてはいるけれども、この日本基準の特有の問題を投資家に十分に知らしめるために追加的な開示が必要とされと感じる。	重要性なし
E. 給付債務の割引に用いられる率は、一定の期間の平均利子率を参照して決定することが認められており、必ずしも貸借対照表日において一般的な率である必要はない。このことは IFRS の下で許容されていない平滑化（スモージング）の効果をもたらす。	最近数年間の日本市場において、金利は低位かつ安定的なままであったので、現時点では当該影響は重要でないかもしれないが、もし金利市場のボラティリティが高まれば、潜在的な可能性はある。したがって、もし重要性が高まれば追加的な開示要求を必要とすることになるという重要な差異が潜在的にあると考えられる。	開示 A
F. 休日給与。有給休暇に係る負債は日本基準の下では認識されない。	これは、特定の状況では大きな額となり得るが、その額は長年にわたって比較的安定していて、損益計算書へのインパクトは通常重要でないと考えられるので、我々はそれほど重大には考えていない。	重要性なし

以 上